令和８年（フ）第２１５号
長崎県長崎市川平町701番地３　コンフォート川平204
債務者　三宅　麻珠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
長崎県西海市西彼町中山郷2154番地１　アベリアハウス１　５号室
債務者　辻　美由喜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６１号
釧路市川端町３番22号　第三睦マンション３号室、前住所釧路市新橋大通５丁目２番11号　タテヤマビル１
債務者　日野由加利
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２８号
栃木県宇都宮市細谷１－６－６　エトワール１－102、住民票上の住所栃木県矢板市乙畑1475番地６
債務者　児玉　隆仁
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５８号
栃木県鹿沼市府所町145番地４
債務者　宮下　秋義
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７５号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢2538番地３
債務者　塚原　嘉人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８４号
栃木県真岡市下高間木一丁目33番地22
債務者　古谷野　恭
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１号
群馬県沼田市町田町1212番地６
債務者　倉持　　優
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第５１９号
川崎市高津区坂戸３丁目８番５号　椿ハイツ
債務者　徳永亜耶香
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９３号
川崎市高津区新作５丁目７番14号　新城ＱＳハイム　103
債務者　三上山由希
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙221番地
債務者　長谷川亜紀
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７０号
新潟県三条市曲渕１丁目２番33号
債務者　石田　時子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第７３号
新潟県村上市下相川330番地
債務者　佐藤ハツイ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第５０号
新潟県妙高市小出雲２丁目16番27―106号　ラ・フルール妙高
債務者　中岡　慶輔
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３６６号
静岡市清水区石川新町９番12号　アンベリール　Ｂ―202
債務者　片平　裕美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９４号
静岡県榛原郡吉田町片岡1783番地の３　プロムナード片岡102、旧住所愛知県西尾市桜町３丁目27番地　ｇｒａｎｄ　ｃｈａｒｉｏｔ　105号室
債務者　山本真理子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部